

流域マネジメントの手引き

参考資料

令和 6 年 1 月

内閣官房水循環政策本部事務局

参考資料 目次

参考-1 水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）	1
参考-2 水循環基本計画	7
参考-3 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に認定された計画	13
参考-4 流域マネジメントの参考資料..... （流域マネジメント着手の契機）	33
参考-5 状況把握参考資料	34
（情報の整理事例）	34
参考-6 水循環に関する課題設定の参考資料..... （現在と過去との比較による設定事例）	35
（季節変化に着目した設定事例）	36
参考-7 実施範囲の設定の参考資料..... （実施範囲の設定の具体的事例）	37
参考-8 流域水循環協議会の参画主体と構造の参考資料..... （特定の地方公共団体が主導的役割を果たす事例）	38
（参画する地方公共団体が平等に役割を担う事例）	38
参考-9 流域マネジメントにおける合意形成の参考資料..... （主体のグルーピングによる合意形成の事例）	39
（上下流での合意形成の具体的な事例）	40
（パブリックコメントによる意見収集と反映事例）	41
参考-10 計画の枠組みの設定の参考資料..... （計画の枠組みの設定の具体的な事例）	43
参考-11 基本方針の設定の参考資料..... （基本方針の設定の具体的な事例）	44
参考-12 計画目標の設定の参考資料..... （計画目標の設定の具体的な事例）	45
参考-13 施策の設定の参考資料..... （施策の継続的な発展を位置づけた具体的な事例）	46
（重点施策を位置づけた具体的な事例）	47
（施策実施の優先順位を検討した具体的な事例）	48
参考-14 施策目標の設定の参考資料..... 『総合的取組タイプ』の計画策定の概要	49
『水質改善タイプ』の計画策定の概要	49
『効率的な水利用タイプ』の計画策定の概要	50
『湧水の保全タイプ』の計画策定の概要	52
『地下水保全と利用推進タイプ』の計画策定の概要	55
『水インフラの戦略的更新タイプ』の計画策定の概要	58
『地域振興タイプ』の計画策定の概要	61
その他の課題の計画策定の概要	64
..... 67	
参考-15 計画の実施の参考資料..... （活動支援の具体的な事例）	72
..... 72	

(モニタリングの実施の具体的な事例)	73
参考-16 評価と見直しの参考資料.....	74
(定量的な検証の具体的な事例)	74
(定性的な目標の検証の具体的な事例)	75
(施策見直しの具体的な事例)	76
(水循環の健全性・流域マネジメントの取組の効果等を「見える化」する手引き(R6.1版))	77
参考-17 地方公共団体による法定外目的税の参考資料.....	91
(地方公共団体による法定外目的税の具体的な事例)	91
参考-18 条例等による協力金の参考資料.....	93
(地下水利用料金に関する制度の具体的な事例)	93
参考-19 寄付・会費の参考資料.....	97
(公益団体や民間団体による助成事業の検索サイト)	97
(民間企業による流域マネジメント活動への資金助成事例)	98
(流域マネジメント等に関する基金事例)	110
(流域マネジメントに関する寄付事例)	122
参考-20 ふるさと納税の参考資料.....	132
(ふるさと納税の具体的な事例)	132
参考-21 クラウドファンディングの参考資料.....	133
(クラウドファンディングの具体的な事例)	133
参考-22 ネーミングライツの参考資料.....	134
(ネーミングライツの具体的な事例)	134
参考-23 地域特産品の販売の参考資料.....	135
(水を活用した地域特産品の販売の事例)	135
(地方公共団体の水の販売事例)	138
(水を活用した地域特産品の販売事例)	144
参考-24 水循環に関する企業の取組の参考資料.....	152
(社会貢献型の連携事例)	152
(制度型の連携事例)	154
(事業型の連携事例)	155
参考-25 普及啓発の活動の参考資料.....	157
(情報発信型の事例)	157
(教育型の事例)	159
(モニター型の連携事例)	161
参考-26 広告・宣伝の活動の参考資料.....	163
(キャラクターによる広告宣伝の事例)	163
(ブランド化による知名度アップの活動事例)	164
参考-27 流域マネジメントの支援の参考資料.....	165
(水循環アドバイザー制度)	165

参考-1 水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 水循環基本計画（第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第二十一条）

第四章 水循環政策本部（第二十二条—第三十一条）

附則

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきた。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた。

特に、我が国は、国土の多くが森林で覆われていること等により水循環の恩恵を大いに享受し、長い歴史を経て、豊かな社会と独自の文化を作り上げることができた。

しかるに、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となってきている。

このような現状に鑑み、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である。

ここに、水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。

2 この法律において「健全な水循環」とは、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。

(基本理念)

第三条 水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならない。

- 2 水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。
- 3 水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならない。
- 4 水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならない。
- 5 健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水循環に関する施策（地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

第七条 国民は、水の利用に当たっては、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第八条 国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るために、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第九条 水循環に関する施策は、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

(水の日)

第十条 国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、水の日を設ける。

- 2 水の日は、八月一日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、水の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十二条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた水循環に関する施策に関する報告を提出しなければならない。

第二章 水循環基本計画

第十三条 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画（以下「水循環基本計画」という。）を定めなければならない。

2 水循環基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 水循環に関する施策についての基本的な方針
 - 二 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、水循環基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、水循環基本計画を公表しなければならない。
- 5 政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、水循環基本計画の変更について準用する。
- 7 政府は、水循環基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るために、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(貯留・涵養機能の維持及び向上)

第十四条 国及び地方公共団体は、流域における水の貯留・涵かん養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(水の適正かつ有効な利用の促進等)

第十五条 国及び地方公共団体は、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水の利用の合理化その他水を適正かつ有効に利用するための取組を促進するとともに、水量の増減、水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適切に講ずるものとする。

(流域連携の推進等)

第十六条 国及び地方公共団体は、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、必要な体制の整備を図ること等により、連携及び協力の推進に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、流域の管理に関する施策に地域の住民の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地下水の適正な保全及び利用)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、前三条に定めるもののほか、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置又はこれに類する業務を行う既存の組織の活用、地下水の採取の制限その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(健全な水循環に関する教育の推進等)

第十七条 国は、国民が健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるよう、健全な水循環に関し、学校教育及び社会教育における教育の推進、普及啓発等のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第十八条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う、健全な水循環の維持又は回復に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(水循環施策の策定に必要な調査の実施)

第十九条 国は、水循環に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、水循環に関する調査の実施及び調査に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十条 国は、健全な水循環の維持又は回復に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十一条 国は、健全な水循環の維持又は回復が地球環境の保全上重要な課題であることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復に関する国際的な連携の確保及び水の適正かつ有効な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第四章 水循環政策本部

(設置)

第二十二条 水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、水循環政策本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十四条 本部は、水循環政策本部長、水循環政策副本部長及び水循環政策本部員をもって組織する。

(水循環政策本部長)

第二十五条 本部の長は、水循環政策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(水循環政策副本部長)

第二十六条 本部に、水循環政策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び水循環政策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、水循環に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(水循環政策本部員)

第二十七条 本部に、水循環政策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第二十九条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第七三号)

この法律は、公布の日から施行する。

参考-2 水循環基本計画

目次 (次節での抜粋部分を下線・ハイライトで表示)

総論

- 1 水循環と我々の関わり
- 2 本計画の位置付けと対象期間
- 3 水循環の目指すべき姿
- 4 水循環をめぐる現状と課題
- 5 本計画において重点的に取り組む主な内容
- 6 本計画の構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

1 流域における総合的かつ一体的な管理

- (流域連携の推進等)
(地下水の適正な保全及び利用)

2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進

- (貯留・涵養機能の維持及び向上)
(健全な水循環に関する教育の推進等)
(水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施と科学技術の振興)
(水循環に関わる人材の育成)
(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保

- (安全で良質な水の確保)
(水インフラの戦略的な維持管理・更新等)
(水の効率的な利用と有効利用)
(地球温暖化への対応)
(危機的な渇水への対応)
(災害への対応)

4 水の利用における健全な水循環の維持

- (水環境)
(水循環と生態系)
(水辺空間の保全、再生及び創出)
(水文化の継承、再生及び創出)

5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

- (国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み

- (1) 流域の範囲
- (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
- (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
- (4) 流域水循環計画の内容
- (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
- (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置

2 地下水の適正な保全及び利用

- (1) 地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表及び保存
- (2) 地下水の適正な保全及び利用に関する協議会等の活用
- (3) 地下水の採取の制限その他の必要な措置

3 貯留・涵養機能の維持及び向上

- (1) 森林

(2) 河川等

(3) 農地

(4) 都市

4 水の適正かつ有効な利用の促進等

(1) 安定した水供給・排水の確保等

ア 安全で良質な水の確保

イ 危機的な渴水への対応

(2) 災害への対応

ア 災害から人命・財産を守るための取組

イ 大規模災害時や大規模停電時における水供給・排水システムの機能の確保等

(3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

(4) 水の効率的な利用と有効利用

ア 水利用の合理化

イ 雨水及び再生水の利用促進

ウ 節水

(5) 水環境

(6) 水循環と生態系

(7) 水辺空間の保全、再生及び創出

(8) 水文化の継承、再生及び創出

(9) 地球温暖化への対応

ア 適応策

イ 緩和策

5 健全な水循環に関する教育の推進等

(1) 水循環に関する教育の推進

(2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

6 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

7 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

(1) 流域における水循環の現状に関する調査

(2) 気候変動による水循環への影響とそれに対する適応に関する調査

8 科学技術の振興

9 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

(1) 国際連携

(2) 国際協力

(3) 水ビジネスの海外展開

10 水循環に関わる人材の育成

(1) 産学官民が連携した人材育成と国際人的交流

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 水循環に関する施策の効果的な実施

2 関係者の責務及び相互の連携・協力

3 政府が講じた水循環に関する施策の公表

水循環基本計画の抜粋

○水循環基本計画より、第1部1及び第2部1を抜粋し、掲載します。

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

水循環に関する施策は、それぞれ個別の目的や目標を持ちつつも、取組の内容や関係者が密接に関連することが多い。このため、施策を推進する関係者は、水循環に関する様々な分野の情報や課題に対する共通認識をもって流域や地域ごとの特性を踏まえた将来像を相互に共有し、より一層連携して施策に取り組むことが必要である。

そして、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を将来にわたり享受できるようにすることが不可欠であるとの考え方の下、水循環政策本部は、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、本計画の実施の推進及び関係行政機関が本計画に基づき実施する施策の総合調整を行う。また、各府省庁は、施策の展開に当たり、健全な水循環の維持又は回復のため、各分野を横断する施策について、効率的かつ効果的な実施が図られるよう連携を図る。

また、本計画に掲げる施策を推進する過程で、制度の見直し等が必要となった場合は、速やかに検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

さらに、世界に先駆けた水循環に関する施策について、積極的かつ戦略的に情報発信に取り組む。

以下、水循環に関する施策について、その基本的な方針を示す。

1 流域における総合的かつ一体的な管理

(流域連携の推進等)

流域における地形や気象状況等の自然条件により、その地域の適正な水量と水質の確保、水源の保全と涵養、地下水の保全と利用、生態系の保全、災害対策、災害時や渇水時等の危機管理など、水循環に関する課題は様々である。また、都市部と農村部では、人口、産業構造、経済社会、自然環境の状況など地域の特性・特徴が異なるため、地域の実情に応じた水循環の在り方が求められる。

また、流域の総合的かつ一体的な管理は、総論の5（1）で記述したとおり、流域において関係する行政などの公的機関、有識者、事業者、団体、住民等の様々な主体により連携して行われるべきものであり、水災害から国民の生命・財産を守り、人の営みにおける水の恵沢を享受するためにも、重要であることに留意する必要がある。

このため、地方公共団体、国等は、地域の実情に応じて、地方公共団体、国の地方支分部局、有識者、利害関係者（上流の森林から下流の沿岸域までの流域において利水、水の涵養、水環境に関わる事業者、団体、住民等）等から構成される流域水循環協議会の設置を推進するよう努めるものとする。また、流域マネジメントの取組を全国的に展開するためには、広範にわたる水循環の状況、課題及び施策、全国各地の取組から得られる経験・知見を共有することが重要であることから、国は、水循環に関する様々な情報を収集・共有できる環境整備の取組を推進する。

流域水循環協議会は、流域水循環計画を策定し、健全な水循環の維持又は回復のための施策を柔軟かつ段階的に推進するよう努めるものとする。

具体的には各主体の連携・協力の下、水循環に関する施策を地域が主体となって推進していくため、既存の取組を踏まえつつ、流域の関係者間で地域の水循環の課題と将来像及びこれらの解決や実現に向けた基本的方向や方策を共有し、流域に係る水循環について流域として総合的かつ一体的にマネジメントを行う。

この際、人の営みと環境保全に果たす水の機能の状態は、地域によって大きく異なること等から、健全な水循環の維持又は回復に関する目標は、既存の様々な指標や地域の実情を踏まえ、目的に応じて分かりやすく設定することが望ましい。

既に、水に関する関係者による個別の課題に対応した協議会等が設置されている地域があるが、これら既存の協議会等と流域水循環協議会との関係については、第2部の1（2）で記述する。

(地下水の適正な保全及び利用)

地下水そのものや地下水が地表に現れる湧水は、飲用、浴用等の生活用水、工業用水、農業用水等の水資源として、また、積雪地域の消雪や地下水熱等のエネルギー源として多様な用途に利用されており、さらに、生物多様性の保全の場、安らぎの場、環境学習の場、観光資源等としての役割も果たしている。

一方、一般的に地下水の流動速度は非常に遅いため、地盤沈下、塩水化、地下水汚染などの地下水障害はその回復に極めて長期間を要する。特に地盤沈下は不可逆的な現象であるため、いったん発生すると回復が困難である。持続可能な地下水の保全と利用のためには、地盤沈下、塩水化、地下水汚染などの地下水障害の防止や生態系の保全等を確保しつつ、地域の地下水を守り、水資源等として利用していく必要がある。

地下水は、身近な水源として多様な用途に利用され、広く地域の社会や文化と関わっている。一方、地下水の存在する地下構造は、地域性が極めて高く多様性に富んでいること等から、地下水の賦存状況、収支や挙動、地表水と地下水の関係等は未解明の部分が多い上、気候変動による日降水量や降水の時間推移の変化に伴う地下水位の変化の研究も進んでいない。さらに、地下水の流動は帶水層の広がり等に応じ複数の地方公共団体にまたがる場合がある。水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、地域における関係者の合意形成を図りつつ持続可能な地下水の保全と利用を推進するためには、地下水の利用や挙動等の実態把握等から始める必要がある。

地下水の利用や地下水に関する課題等は一般的に地域性が極めて高いため、課題についての共通認識の醸成や、地下水の利用や挙動等の実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、涵養、採取等に関する地域における合意やその内容を実施するマネジメント（以下「地下水マネジメント」という。）を、地方公共団体などの地域の関係者が主体となり、地表水と地下水の関係に留意しつつ、連携して取り組むよう努めるものとする。

令和3年6月、地下水の位置付けを明確にする法改正が行われた。具体的には、国及び地方公共団体の責務として実施する水循環に関する施策に「地下水の適正な保全及び利用に関する施策」が含まれることが明示されるとともに、事業者はその施策に協力する責務を有し、国民はその施策に協力するよう努めることが示された。また、国及び地方公共団体が講ずべき「基本的施策」に、「地下水の適正な保全及び利用」が追加され、地下水マネジメントの考え方を参考に、必要な措置を講ずべき旨の努力義務が、国及び地方公共団体に課されることになった。

法改正を受けて、地方公共団体はそれぞれの地域での地下水マネジメントの取組を進めよう努めるとともに、国は地方公共団体等の地域における主体的な取組を支援する。

（基本計画 P16-P18）

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-

(1) 流域の範囲

健全な水循環を維持又は回復するためには、関係者が一定の方向性を共有し、協力し合って活動する必要があることから、一定の地域単位ごとにその枠組みを構築する必要がある。このため、河川に雨水が流入する水系単位の流域に加えて、地域の特性と実情に応じて、地下水が涵養・浸透、流動、滞留する地域、水を利用する地域及び陸域からの影響が及ぶ沿岸域を含め、人の活動により水循環への影響があると考えられる地域全体を流域マネジメントの対象とする流域として考えることとする。

(2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方

流域マネジメントにおいては、流域ごとに流域水循環協議会を設置し、当該流域の流域マネジメントの基本方針等を定める流域水循環計画を策定し、流域水循環協議会を構成する行政などの公的機関が中心となって、各構成主体が連携しつつ、流域の適切な保全や管理、施設整備、活動等を、地域の実情に応じて実施するよう努めるものとする。

流域マネジメントでは、河川や湖沼の水系を単位とする流域全体におけるマネジメントのほかに、特定目的を有する支川や湖沼等の小流域や行政区域などの単位におけるマネジ

メントも求められている。このため、流域全体で健全な水循環の維持又は回復が必要な水系においては、水系単位の流域水循環協議会の設置を推進し、これとは別に地域の特性と実情に応じて、特定目的を有する小流域や行政区域などを単位とする流域水循環協議会を設置する枠組みを設け、地域経済の活性化も視野に入れつつ、それぞれの活動を推進することとする。なお、流域水循環協議会は、その持続性を担保するため、行政による補助金、民間の資金、自己資金等の様々な手段により、財源を確保することが望ましい。

既に、水に関する関係者による個別の課題に対応した協議会等が設置されている地域がある。流域水循環協議会は、これらの活動を妨げるものではなく、基本的には全体を包含するものとして、健全な水循環の維持又は回復に関する基本事項を議論する場として位置付けられ、既存の協議会等は、流域水循環協議会の部会又は分科会として段階的に位置付け、将来的には一体的な枠組みとすることが望ましい。なお、既存の協議会等の体制や参加主体が、流域マネジメントの目的や内容に適合する場合は、既存の協議会等を流域水循環協議会として位置付けることができる。

このほか、地下水の適正な保全及び利用を目的とした地下水マネジメントは、流域マネジメントに包摂されるという認識のもとに取り組むことが重要である。また、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく流域水害対策計画に関する取組を流域連携の一環として計画的に推進する。

（3）流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定

- 地方公共団体、国等は、既存の流域連携に係る取組状況など地域の実情に応じて、流域単位を基本として、地方公共団体、国の地方支分部局、有識者、利害関係者等から構成される流域水循環協議会の設置と流域マネジメントの取組を推進するよう努めるものとする。
- 地域の実情に応じて、渴水への対応や地下水マネジメント、水環境等、水循環に関する特定分野を扱う協議会として流域水循環協議会を設置することや、水系単位の流域水循環協議会の下に特定分野又は小流域単位の部会又は分科会を設置することもあり得る。
- 地域の実情に応じて、流域水循環協議会とは別に、流域治水関連法により創設された流域水害対策協議会等の水循環に関する特定分野を扱う協議会等を設置する場合もあり得る。この場合、これらの協議会を合同で開催すること等により、事務負担の軽減を図りつつ、それぞれの取組の連携等を推進するものとする。
- 水系単位だけでなく、その目的に応じて支川や湖沼、帶水層の広がり、行政区域など、流域の大きさにかかわらず流域水循環協議会を設置し、流域としては重層的な構造とすることもあり得る。
- 流域水循環協議会は、水循環に関する施策を推進するため、関係者の連携・協力の下、水量、水質、水利用、地下水の状況、環境、文化、水災害の状況等の水循環に関する様々な情報を共有し、流域水循環協議会における様々な意見、流域の特性や既存の他の計画等を十分に踏まえつつ、流域水循環計画を策定する。その際、水循環に関する施策を通じた地域のブランド力の向上など地方創生に関する取組についても留意する。なお、当該計画の策定の進め方は、計画の目的や対象範囲の大きさに応じて、流域水循環協議会を構成する関係者で決定する。
- 流域水循環計画が策定されている又は策定する場合であって、当該流域を含む流域水害対策計画等が別に策定されている又は策定する場合は、双方の整合を図るよう努めるものとする。
- 流域水循環協議会は、都市計画、まちづくり、土地利用等の関係者と相互に連携し、協議できる体制を構築することが望ましい。
- 国は、地方公共団体等が流域マネジメントに適切かつ効果的に取り組めるように、地方公共団体等と有機的に連携し、支援する。
- 国は、異なる流域において活動する流域水循環協議会の連携や活動状況の共有を支援する。

(4) 流域水循環計画の内容

- 流域水循環計画には、①現在及び将来の課題、②理念や将来目指す姿、③健全な水循環の維持又は回復に関する目標、④目標を達成するために実施する施策、⑤健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標等を地域の実情に応じて段階的に設定する。
- 森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域、地下水盆等の水循環に関する施策については、流域水循環計画で示される流域マネジメントの基本方針の下に有機的な連携が図られるよう、流域水循環協議会において関係者が相互に協力し、実施する。

(5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価

- 流域水循環協議会は、流域水循環計画の策定に当たって、行政、有識者、事業者、団体、住民等の関係者の様々な意見を調整し、反映するよう努めるものとする。また、住民等の意見が反映されるよう、住民代表の流域水循環協議会への参画、アンケートの実施、シンポジウムの開催その他の住民等の参画に必要な措置を地域の実情に応じて講ずるよう努めるものとする。
- 流域水循環協議会は、流域水循環計画の進捗と水循環の現状について適切な時期に評価を行い、必要に応じて流域水循環計画の見直しを行うよう努めるものとする。

(6) 流域水循環計画策定・推進のための措置

- 流域水循環計画は、流域水循環協議会が主体的に策定するものとする。
- 国は、流域水循環計画の策定推進や継続的な進捗管理のため、学識経験者等の協力を仰ぎつつ、流域ごとの目標を設定するための考え方等を示した手引きや流域マネジメントの参考となるノウハウの優良事例等を掲載する事例集の作成や更新、水循環に関する情報基盤の整備及び情報発信、支援窓口の充実、流域における水循環の健全性や流域マネジメントの取組の効果等を「見える化」する評価指標・評価手法の確立、研修、セミナーの開催、普及啓発や広報活動などの必要な支援を行う。また、流域マネジメントの取組を推進するため、流域水循環計画の策定に取り組む地方公共団体等に対して水循環に関するアドバイザーを派遣する等の支援を行う。
- 国は、地域の健全な水循環の維持又は回復に向けた取組を牽引する人材の育成、流域水循環協議会等における財源の確保や体制の整備、流域水循環協議会間の交流や有識者、事業者、団体、住民等の様々な主体の流域マネジメントへの参画を促進するための普及啓発や広報等の観点を踏まえて、流域マネジメントの取組を支援する。
- 地方公共団体は、流域水循環協議会による流域水循環計画の策定と計画に基づく水循環に関する施策を推進するための体制の整備等の水ガバナンスの向上に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、流域における行政、有識者、事業者、団体、住民等の関係者の連携に関する施策の具体化を図るとともに、関係者が流域内の経済活動に関する理解を深めるよう努めるものとする。さらに、流域にある地元企業や大学など、地域に根ざした組織が流域マネジメントに参画するよう促すとともに、その知見を活用するよう努めるものとする。

(基本計画 P33~P36)